

👉 飲食店を経営される皆様へ

飲食店には**消火器**の設置が必要です！

● 仙台市火災予防条例

仙台市内においては、従前から仙台市火災予防条例により**全ての飲食店等**に消火器の設置が**義務**付けられています。

飲食店を経営される際は、適切に消火器を設置し、維持管理をお願いします。

※ 平成31年10月1日から消防法施行令の一部が改正され、小規模な飲食店にも消火器の設置が法令で義務付けられることとなりますが、仙台市内では従前から全ての飲食店に条例で義務付けられています。

● 消火器設置の留意事項

- 一般的な**粉末消火器**であれば、**各階ごと**に、どの場所からでも人が歩く経路を通り**20メートル以内**に1つの消火器にたどり着くよう設置します。
- 特に、飲食店等では、火を使う**厨房入口付近**に設置して下さい。(厨房の奥に設置すると、火災発生時に使用できない恐れがあります。)
- 消火剤が**液体の消火器**を用いる場合は、必要本数が多くなる場合がありますので、お近くの消防署へ**ご相談**ください。
- 消火器を設置した場所には**標識**も併せて設置してください。



● 消火器の点検と点検結果の報告

消火器、その他の消防用設備は**6ヵ月ごと**に**点検**を行い、飲食店の場合はその結果を**1年に1度**、管轄する消防署へ**報告**する必要があります。

消火器等の簡易な消防用設備のみ設置されている建物では、ご自身で点検できる場合があります。詳しくは、仙台市公式ホームページからご確認ください。

仙台 点検 報告



<http://www.city.sendai.jp/yobo-shido/kurashi/anken/shobo/kohyo/tenken.html>

● 参考: 飲食店に起因する大規模火災

平成28年12月に発生した新潟県糸魚川市大規模火災は、飲食店のコンロから出火し、強風により燃え広がり、147棟(約3万平方メートル)が焼損しました。

【新潟県糸魚川市大規模火災の様子】



いざという時に確実に使えるように、消火訓練を行って操作の
手順を確認しておこう！

【お問い合わせ先】

青葉区 (宮城総合支所管轄以外)	青葉消防署予防課査察指導係・設備指導係	: 022-234-1121
宮城野区	宮城野消防署予防課指導係	: 022-284-9211
若林区	若林消防署予防課指導係	: 022-282-0119
太白区	太白消防署予防課指導係	: 022-244-1119
泉区	泉消防署予防課指導係	: 022-373-0119
宮城総合支所管轄	宮城消防署予防係	: 022-392-8119
(制度に関するお問い合わせ)	予防部規制指導課指導係	: 022-234-1111



伊達家伯記念會協力